

第103期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月23日（金曜日）
午前10時
開催場所 岩手県盛岡市内丸3番1号
当行本店 4階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照
ください。）

インターネットまたは郵送による議決権行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時

郵送の場合は通常郵便より到着に時間を要しますので、お
早めにご投函いただきますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席者へのお土産をご用意しておりません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



東北銀行

THE TOHOKU BANK, LTD.

証券コード：8349

目次

第103期定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	5
計算書類……………	32
連結計算書類……………	35
監査報告書……………	38
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金処分の件……………	46
第2号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）7名選任の件……	47

株主各位

証券コード 8349

2023年6月1日

岩手県盛岡市内丸3番1号

株式会社 **東北銀行**

取締役頭取 佐藤 健志

第103期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第103期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当行ウェブサイト】

<https://www.tohoku-bank.co.jp/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東北銀行」又は「コード」に当行証券コード「8349」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8349/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当行の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議案に対する賛否をご入力いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 株主総会の目的事項	報告事項 1. 第103期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件 2. 第103期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計 算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名 選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当行定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - ① 計算書類の個別注記表
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当行ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2023年 6月22日 (木曜日) 午後5時入力完了分まで

書面 (郵送) で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年 6月22日 (木曜日) 午後5時到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年 6月23日 (金曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

場所 岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

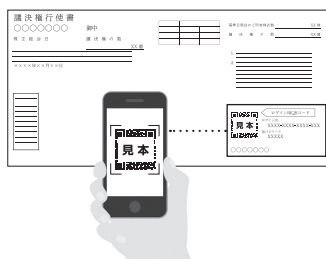
- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ 書面 (郵送) とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



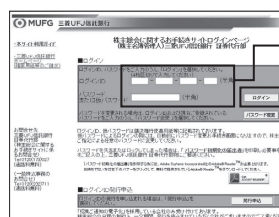
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

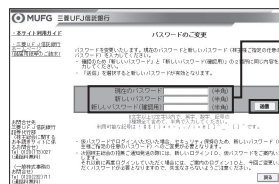
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufj.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードをご登録ください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

第103期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店54出張所2において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務などのほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売などの附帯業務等を行い、岩手県内を中心に営業を展開しております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、資源高の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとで、緩やかに持ち直しております。企業収益は、資源高や円安によるコスト増加が重石となっており、製造業の一部に弱さがみられます。一方で、インバウンド需要、旅行や外食などのサービス消費の回復を受け、非製造業は増益、個人消費も緩やかに持ち直しております。今後、景気が回復していくことが期待されていますが、海外の経済や物価動向、ウクライナ情勢の展開や資源価格の動向などの影響が不透明な状況となっております。

金融情勢に目を移しますと、日本銀行は2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続するとしております。また、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、企業等の資金繰り支援及び金融市場の安定維持に努め、必要があれば、追加的な金融緩和措置を講じていくとしております。

株式市場については、27,000円台でスタートした日経平均株価は、欧米の株式市場が下落するなかでも比較的到底堅く推移し、2023年3月末の終値は28,041円となりました。

岩手県内経済情勢

岩手県内の経済をみますと、新型コロナウイルス感染症の影響緩和を背景に、非製造業の設備投資は増加しました。また、百貨店やスーパー売上高が前年を上回るほか、飲食業、宿泊業などを中心に個人消費は持ち直しの動きが進捗しております。しかしながら、公共投資は前年を下回り、住宅投資についても持家等が減少し、新設住宅着工戸数は前年を下回っております。総じて、岩手県内の経済は、一部に弱さがみられますが、

基調としては緩やかに持ち直しております。

事業の経過及び成果

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」を経営理念として、地域経済の中核を担う中小事業者の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

2022年4月には、これからの地域社会の発展に尽くしていくことを目的として「とうぎんVision」を制定しております。また、同じく2022年4月よりスタートした第1次中期経営計画では、テーマを「中小事業者支援の深化と未来への挑戦」とし、『「成長予備軍先」のランクアップ支援』、『「収益力」の強化』、『「とうぎん型人材」の育成』、『「地域活性型ビジネスモデル」の確立』の4つの「とうぎんチャレンジ」を掲げ、各種施策に取り組んでまいりました。

○「とうぎんチャレンジ」への取組み

とうぎんチャレンジⅠ：「成長予備軍先」のランクアップ支援

これまで行ってきた中小事業者に対する支援をより一層深化させ、お客さまのトップラインや生産性の向上支援を積極的に行うことで、お客さまの事業性を高めることに取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小事業者のお客さまの支援を目的として、コロナ関連融資による資金繰り支援を行った全てのお客さまに対しアフターフォローを実施し、追加支援や今後の経済情勢を見据えたポストコロナに対する支援の検討を行っております。

とうぎんチャレンジⅡ：「収益力」の強化

本業支援と持続的な収益確保を両立する営業活動や、多様化に応える商品の確立による顧客本位の取組みなどに注力し、お客さまへの付加価値の提供と収益力の向上に取り組んでおります。2022年10月には、非対面取引ニーズが高まる中、お客さまの利便性向上のため、申込みから契約まで来店不要で完結可能なWeb完結型ローンの取り扱いを開始しております。

また、効率的な店舗運営を図るとともに、生産性向上による質の高い金融サービスを提供していくため、2023年2月に2カ店で支店内支店化を実施しております。

とうぎんチャレンジⅢ：「とうぎん型人材」の育成

「挑戦（Challenge）、意思疎通（Communication）、課題解決能力（Conceptual skills）」の3つのCを備えた、地域の発展を支える人材の育成に取り組んでおります。意欲ある人材の育成とマルチスキル化に向け、公募制の研修を積極的に取り入れるなど研修体系の再構築に取り組んでいるほか、従業員満足度調査を実施し、職場環境の向上に取り組んでおります。

とうぎんチャレンジⅣ：「地域活性型ビジネスモデル」の確立

ビジネスモデル化を目指す項目として第1次中期経営計画開始時に掲げた6つのラインナップの中から、岩手県と当行の強みを活かせる可能性の高い分野として、「再生可能エネルギー（脱炭素）」と「アグリビジネス」の2つを選定し、地域活性化につながるビジネスモデルの基盤構築に取り組んでおります。

《再生可能エネルギー（脱炭素）への取り組み》

本業支援を通じた地域の脱炭素化を支援する取り組みとして、CO₂排出量可視化サービスや、自家発電型太陽光発電・PPAを提供する専門業者との業務提携の他、脱炭素につながる取組みを支援するローン商品「とうぎんグリーン・ローン」の取り扱いを開始しております。

また、当行では気候変動がお客さまや当行グループに与える影響を把握するとともに、ステークホルダーの皆さまに対して適切な情報開示の充実を図るため、2022年10月に「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言への賛同を表明しております。

《アグリビジネスへの取り組み》

農業法人の成長を支援するファンド「とうぎん・もりしんアグリファンド」の活用により、2022年8月に農業法人に対し、本ファンド第3号となる出資を行っております。

また、2023年2月より農林漁業を営むお客さまに対する金融支援を目的としたローン商品「みらいのたね」の取り扱いを開始し、地域の基幹産業である農林漁業の更なる成長・発展に向け取り組んでおります。

○「地域貢献」への取り組み

2021年9月より、貸出金利息収入の一部をお客さまがご指定いただく地域団体へ寄付をする「とうぎん地域貢献寄付型ローン」の取り扱いを開始しており、2023年3月末時点で15社のお客さまにご利用いただき、お客さまの地域貢献活動を支援しております。

今後の未来を担う学生の金融リテラシー向上に向けた取り組みとして、「起業家人材育成塾」「金融教育セミナー」を実施しております。また、「ジョブキッズいわて2022」への参加を行い、地元の小学生を対象に、岩手県の様々な仕事の魅力を学び体感する機会の創出に協力しております。

○「サステナビリティ」への取組み

持続可能な社会の実現と当行の企業価値の向上を図る取組みについて、2023年3月には、サステナビリティに対する当行の基本的な考え方を改めて示すものとして、新たに「サステナビリティ方針」を策定しております。コアバリュー（経営理念）、パーパス（存在意義）に基づく金融仲介機能の発揮や、気候変動等の環境問題など社会を取り巻く様々な課題解決に向けた活動に取り組むとともに、企業価値向上に向けた経営を通じ、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

当行の業績

預金等（譲渡性預金を含む）は、法人預金が前期末比87億38百万円、個人預金が同29億59百万円増加するなど、全体で同133億21百万円増加し9,109億27百万円となりました。

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産残高合計は、同3億49百万円減少し773億39百万円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出の増加などにより、前期末比248億79百万円増加し6,588億95百万円となりました。

有価証券は、前期末比50億82百万円増加し2,032億49百万円となりました。

収益状況については、経常収益は、貸出金利息及び国債等債券売却益の増加などにより前期比16百万円増収の120億50百万円となりました。経常利益は、国債等債券損益の増加及び営業経費の減少などにより同3億44百万円増益の23億26百万円となりました。

当期純利益は、同1億40百万円増益の14億20百万円となりました。

なお、連結ベースの収益状況は、経常収益は134億81百万円、経常利益は25億5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は15億26百万円となりました。

自己資本比率（速報値）は、国内基準（4%）を採用しております。自己資本の額には利益剰余金を着実に積上げておりますが、中小企業向け貸出の増加等に伴うリスク・アセットの増加により、単体自己資本比率は前期末比0.38ポイント低下し8.78%となりました。また、連結自己資本比率は同0.38ポイント低下し9.02%となりました。

店舗及び店舗外現金自動設備は、店舗については、2023年1月に「仙台支店」を移転いたしました。また、2023年2月には「一関支店」を「山目支店」に、「月が丘支店」を「青山支店」に支店内支店として移転集約し共同店舗の形態で営業しております。

店舗外現金自動設備については、「北上オフィスプラザ出張所」（北上市）の1か所を廃止しており、当期末における店舗外現金自動設備は80か所となっております。また、通帳繰越機能付きATMを導入しており、これにより休日を含めATM稼働時間帯に通帳繰越が可能となっております。コンビニATM提携については、セブン-イレブン店舗等に設置されたセブン銀行ATM、ローソン店舗等に設置されたローソン銀行ATM及びファミリーマート等に設置されたイーネットATMで当行キャッシュカードがご利用いただけます。コンビニATMでの当行キャッシュカードのお取引は24時間ご利用可能となっております、より一層のお客さまの利便性向上を図っております。

当行が対処すべき課題

当行を取り巻く経営環境は、コロナ禍からの経済活動の正常化が進みつつある一方で、人口減少による国内市場の縮小や異業種との競争激化などに加え、欧米の利上げや世界的なインフレ、米国の地方銀行の破綻をきっかけとする金融不安などにより、先行きが不透明な状況となっております。また、コロナ禍で加速したDXへの取組みに加え、世界規模で広がるSDGsや脱炭素化をはじめとするサステナビリティへの取組み及び人的資本投資などは、企業活動における重要テーマとして位置づけられ、社会全体に大きな変化が生じてきております。

これらの急速な外部環境の変化に対応するとともに、地域社会の発展に貢献し続けられるよう、持続可能なビジネスモデルの構築が急務となっております。そのような中、2022年4月よりスタートした第1次中期経営計画の2年目となる2023年度は、「とうぎんチャレンジ」に基づき、「中小事業者への支援」をより一層深めるとともに、地域活性化に繋がる新たなビジネスモデルの構築に向け、更に取組みを加速させてまいります。

上記課題への対応も含め、第1次中期経営計画を着実に遂行していくことで、経営体質の強化を図るとともに、お客さまへの金融支援や本業支援等を通じて地域経済を活性化させ、地域力の向上に貢献してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預	金	816,382	897,069	897,606	910,927
	定期性預金	353,192	350,066	334,594	322,840
	その他	463,189	547,002	563,011	588,087
貸	出金	590,264	631,880	634,016	658,895
	個人向け	104,206	100,555	97,539	96,819
	中小企業向け	326,489	352,979	359,789	379,344
	その他	159,569	178,346	176,688	182,732
有	価証券	197,497	199,173	198,167	203,249
	国債	24,933	12,198	18,005	18,836
	その他	172,564	186,974	180,162	184,413
総資産		864,522	1,019,372	1,024,987	965,845
内国為替取扱高		3,139,602	3,100,257	2,977,983	3,157,186
外国為替取扱高		百万ドル 9	百万ドル 11	百万ドル 11	百万ドル 9
経常利益		1,811	1,700	1,982	2,326
当期純利益		1,388	1,182	1,280	1,420
1株当たり当期純利益		円 銭 146 50	円 銭 124 75	円 銭 135 07	円 銭 149 58

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均発行済株式総数で除して算出しております。なお、普通株式に係る期中平均発行済株式総数については、自己株式を除いております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	13,738	13,548	13,807	13,481
経常利益	1,599	1,743	2,118	2,505
親会社株主に帰属する当期純利益	1,111	1,149	1,337	1,526
包括利益	△616	2,589	321	△714
純資産額	37,977	40,100	39,923	38,741
総資産	866,543	1,021,517	1,026,975	968,133

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	559人
平均年齢	40年 1月
平均勤続年数	16年 8月
平均給与月額	325千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
岩	手	県	48	(2)
青	森	県	2	(-)
秋	田	県	1	(-)
宮	城	県	5	(-)
東	京	都	1	(-)
合	計		57	(2)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を80か所設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度において、新設営業所はありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を以下の1か所廃止いたしました。

○廃止

北上オフィスプラザ出張所 (北上市)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	347
---------------	-----

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
(新設・拡充・改修)	
現金自動設備の更新	125
仙台支店の移転	92

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 当事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却
旧仙台支店の店舗及び店舗用地の処分等

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社東北 ジェーシーピーカード	岩手県盛岡市本宮 一丁目6番8号	クレジットカード業務 信用保証業務	百万円 20	% 100.00	—
東北保証 サービス株式会社	岩手県盛岡市茶畑 二丁目25番46号	信用保証業務	30	100.00	—
とうぎん総合 リース株式会社	岩手県盛岡市中ノ橋通 一丁目4番22号	リース業務	20	100.00	—
東北銀ソフトウエア サービス株式会社	岩手県盛岡市茶畑 二丁目25番46号	ソフトウェアの開発 並びに販売業務	30	100.00	—

(注) 1. 上記の4社はすべて連結対象としております。

2. 上記の4社を含めた当期の業績の成果は、「1. 当行の現況に関する事項」中「(2) 財産及び損益の状況」の「(ご参考) 連結業績の推移」に記載しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
村上尚登	取締役会長 (代表取締役)	—	—
佐藤健志	取締役頭取 (代表取締役)	監査部、秘書室、東京事務所担当	—
横澤英信	取締役専務執行役員	資産運用サポート部、市場金融部担当	—
森宏樹	取締役常務執行役員	融資管理部、事務統括部、システム統括部担当	—
葛尾敏哉	取締役常務執行役員	経営企画部、みらい創生部担当	—
保和衛	取締役執行役員	人事部担当	—
村井三郎	取締役 (社外取締役)	村井三郎法律事務所 弁護士 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会 各会長	—
村雨圭介	取締役 (社外取締役)	特許業務法人SANSUI国際特許事務所 盛岡オフィス代表 弁理士	—
高橋淳悦	取締役常勤監査等委員	—	—
榎野信治	取締役監査等委員 (社外取締役)	株式会社テレビ岩手 代表取締役	—
館脇幸子 (現姓 大友)	取締役監査等委員 (社外取締役)	エール法律事務所 弁護士	—

- (注) 1. 社外取締役村井三郎、村雨圭介、榎野信治及び館脇幸子は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員
の条件を満たしていますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役監査等委員高橋淳悦は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由
は、行内事情に精通したものが重要な会議に出席し得られる情報や会計監査人及び内部監査部門等
との連携を密に図ることにより得られる情報を監査等委員全員と共有することで、監査等委員会
による監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 取締役監査等委員館脇幸子の現姓は大友ですが、旧姓の館脇にて弁護士業務を行っております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	10名	164	123	33	7
取 締 役 (監 査 等 委 員)	4名	25	25	—	—
計	14名	189	148	33	7

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2022年6月22日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）2名及び取締役（監査等委員）1名を含めております。

② 業績連動報酬等に関する事項

当行では、業績及び企業価値の最大化に向けた意欲を高めるため、業績連動報酬を算定する指標として、当期純利益（単体）を採用しております。具体的には、職位別の基準額に対し、当期純利益の水準に応じて定められた銀行業績係数と、個人別の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算定しております。算定に用いた2022年3月期の当期純利益（単体）の目標は10億円であり、実績は12億80百万円でありました。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当行の普通株式であり、割当を受けた当行の普通株式の払込期日から当行の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

また、当事業年度における交付状況は「4. 当行の株式に関する事項」中「(4) 役員保有株式」に記載しております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）

（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

年額220百万円以内（うち社外取締役分年額12百万円以内）であります。なお、
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）
あります。

ロ 監査等委員である取締役（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

年額60百万円以内であります。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外
取締役は3名）であります。

ハ 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」
という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬（2020年6月23日開催
の第100期定時株主総会決議）

譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権は上記イの報酬枠とは別枠で、年額
20百万円以内であり、普通株式の株式数上限を年25,000株以内としております。
なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2020年6月23日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が決定権限を有しており、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内となるよう方針及び算定基準を定め、当該方針及び算定基準に基づき監査等委員である取締役の協議により決定しております。

各基本方針の内容は次のとおりであります。

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、当行の業績及び企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬水準・報酬体系としております。なお、役職ごとの報酬方針は定めておりません。

(i) 業務執行取締役の報酬体系

業務執行取締役の報酬は、基本報酬である「固定報酬」、当期純利益及び各役員の成果を反映した「業績連動報酬」及び中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的とする「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。「業績連動報酬」は報酬総額の30%程度となるよう設計しております。

「固定報酬」は、役位及び職責に応じて支給し、「業績連動報酬」は、月額固定報酬に銀行業績係数と各役員の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算出し、「譲渡制限付株式報酬」は役位及び職責に応じ、銀行の中長期的企業価値向上への貢献等を反映して決定しております。

(ii) 非業務執行取締役の報酬体系

非業務執行取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位に応じた「固定報酬」のみを支給いたします。

ロ 監査等委員である取締役の報酬に関する基本方針

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立し、取締役の職務執行の監査、及び経営の監督を行う立場であることを考慮した、適切かつ公正な報酬水準としております。

・ 監査等委員である取締役の報酬体系

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位及び職責に応じた「固定報酬」のみを支給いたします。

ハ 支払時期または条件の決定に関する方針

(i) 金銭報酬

金銭報酬については、前記イ及びロの基本方針に基づいて報酬月額を決定し、月次で支給することとしております。

(ii) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬については、前記イ(i)の方針に基づき、決議日前日の当行株価を基準として付与株数を決定し、その翌月中に付与することとしております。

- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
村 井 三 郎	会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
村 雨 圭 介	
榎 野 信 治	
館 脇 幸 子	

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役及び執行役員	<p>当行は、保険会社との間で、当行の役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。</p> <p>当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。</p> <p>なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当行が当該被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合には填補の対象としないこととしております。</p>

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
村井三郎	村井三郎法律事務所 弁護士 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会 各会長
村雨圭介	特許業務法人SANSUI国際特許事務所 盛岡オフィス代表 弁理士
榎野信治	株式会社テレビ岩手 代表取締役 当行との関係 取引先
館脇幸子	エール法律事務所 弁護士

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
社外取締役 村井三郎	7年9か月	当期開催の取締役会11回開催のうち10回出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から取締役会において活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議案・審議を主導しております。さらに、筆頭社外取締役として経営陣との意見交換を適時行っております。
社外取締役 村雨圭介	1年9か月	当期開催の取締役会11回のすべてに出席	弁理士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、幅広い観点から活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、経営陣との意見交換を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 榎野信治	3年9か月	当期開催の取締役会11回及び監査等委員会7回のすべてに出席	長年報道機関に携わった経験及び経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査等委員会における議案・審議について活発な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 館脇幸子	2年9か月	当期開催の取締役会11回及び監査等委員会7回のすべてに出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から取締役会及び監査等委員会における議案・審議について活発な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	15	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記には、2022年6月22日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外取締役(監査等委員)1名を含めております。

(4) 社外役員の意見

「3. 社外役員に関する事項」の(1)から(3)に記載した内容に対して、社外役員の意見はございません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- | | |
|-------------|----------|
| 発行可能株式総数（注） | 30,000千株 |
| 普通株式 | 30,000千株 |
| 第一種優先株式 | 30,000千株 |
- （注）定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。
- | | |
|----------|----------|
| 発行済株式の総数 | 13,509千株 |
| 普通株式 | 9,509千株 |
| 第一種優先株式 | 4,000千株 |
- (2) 当年度末株主数
- | | |
|---------|--------|
| 普通株式 | 8,097名 |
| 第一種優先株式 | 1名 |
- (3) 大株主
- 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	781千株	8.23%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	410	4.32
東北銀行従業員持株会	273	2.87
株式会社富士電業社	180	1.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	114	1.20
富国生命保険相互会社	110	1.16
大樹生命保険株式会社	107	1.12
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	93	0.98
中当建設株式会社	90	0.95
株式会社富山銀行	74	0.78

- (注) 1. 持株数等は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は発行済の普通株式の総数から自己株式（18千株）を除いて計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	4,000千株	100.00%

(4) 役員保有株式

区分	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	6名	普通株式 7,400株
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (注) 1. 当事業年度中に職務執行の対価として当行役員に対し交付した株式の状況について記載しております。
2. 当行の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社役員に関する事項」中「(2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北光監査法人 業務執行社員 佐々木 政 徳 業務執行社員 八重樫 健 太郎	40	監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は40百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

- イ 在任中の会計監査人との間の補償契約
該当事項はありません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、その職務遂行状況・監査体制・監査品質および独立性等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 銀行の社会的責任と公共的使命を基本とした企業倫理の構築を図るため、コンプライアンスマニュアルを制定し、法令等遵守が経営の最重要課題であることを認識しその徹底を図る。

ロ 法令等に違反の疑義が生じた場合は、法令及び就業規則等に基づき適切な措置をとるとともに、必要な対応策を迅速に講ずる。

ハ コンプライアンス管理体制の充実のため、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、その進捗状況を管理・分析する。

ニ 法令等遵守に関する諸問題に対し円滑な対応ができるよう組織体制・規程の整備を図るとともに、法令等遵守に関連する法務情報の収集に努め、適切な対応を行う。

ホ 反社会的勢力への対応についてコンプライアンスマニュアルに定め、反社会的勢力に毅然として立ち向かい、関係遮断を重視した体制を構築する。

ヘ 監査等委員は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監視・検証し改善勧告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を記録し、その取扱いに関する規程に従い、保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 業務運営の長期的な安定を確保するため、リスク管理の方針及びリスク管理に係る規程を取締役会において決定する。

ロ 統合リスク管理及び資産・負債の総合管理に係る事項を組織横断的に管理するため、ALM委員会を設置する。

ハ リスク管理全体を統括する統合的リスク管理の統括部署を設置するとともに、リスクの種類ごとに主管部署を定め管理する。

ニ 大規模災害等、緊急事態が発生した場合における金融システムの機能維持を目的とする業務継続計画（BCP）を策定し、緊急事態発生時にも適切に対処する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、経営計画を定め、当行の業務執行を決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監督する。

ロ 取締役会が、会社法及び定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役又は常務会に委任したときは、当該取締役又は常務会は、当該委任された事項を自ら決定することができる。

ハ 取締役会は、執行役員に対し取締役会の決定した業務執行を行わせることができ、業務執行を監督するとともに必要に応じて指揮命令を行う。

ニ 効率的業務執行のため、職務分掌及び責任権限の規程に基づき職務の分担を定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 使用人に対し法令・定款及びその他の規程の遵守を徹底するため、コンプライアンスマニュアルを制定し、意識の醸成に努める。

ロ コンプライアンスの整備・強化のため、コンプライアンス委員会を設置する。

ハ コンプライアンス統括部署は年度毎に策定されたコンプライアンス・プログラムを適切に運営する。

(6) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・ 子会社管理の規程により、業績、財務状況、その他業務執行に係る重要事項について、子会社が当行に協議・報告する事項を定め、適切に管理する。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程のその他の体制
 - ・ 子会社においてリスク管理規程等を定めるほか、リスク管理を確保するため、子会社管理の規程により子会社が行う各業務の所管部署を定め、業務運営について管理・指導を行う。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 子会社が年度毎策定する経営計画を、当行の統括部署にて協議の上、常務会にて決裁を行う。
 - ・ 子会社管理の規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- ニ 子会社の取締役等及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 子会社においてもコンプライアンスマニュアル等を策定し、責任者を配置する。
 - ・ 当行の監査部署は子会社を監査し損失発生危険性及び不適切な業務の内容が認められた場合、代表取締役及び常勤監査等委員に報告する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を円滑に遂行するため、監査等委員会は必要に応じ職務遂行を補助する使用人を置くことができる。

(8) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項

- イ 監査等委員会を補助する使用人は他部署の役職員を兼務する場合は、補助すべき期間中は取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の執行部門の指揮を離れ、監査等委員会の指示、命令に従うものとする。
- ロ 監査等委員会を補助する使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定は監査等委員会に事前の同意を得る。また、他部署との役職員を兼務しない場合の人事考課は常勤監査等委員が行う。

(9) 当行の監査等委員会への報告に関する体制

イ 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

- ・ 役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合は当該事実を遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ・ 監査等委員会からの監査業務の執行に必要と判断した報告の要請に対しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人は速やかにその事項について報告する。
- ・ 取締役の職務の執行を監査するため監査等委員は重要な会議等へ出席することができる。

ロ 子会社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

- ・ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制を整備する。
- ・ 子会社の使用人等は、当行の監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

(10) 監査等委員会へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(11) 監査等委員会の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査等委員は、代表取締役と定期的に会合をもち、重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深める。

- ロ 監査等委員会は、職責を実効的に遂行する体制を確保するため、監査等委員会規程において定める権限を行使する。
- ハ 監査等委員会を組織する監査等委員である取締役の過半数を社外取締役とし、対外透明性を担保する。

(13) 内部統制システムの運用状況の概要

当行は取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を決議しており、制定した基本方針に基づき内部統制システムを構築・運用するとともに、適宜並びに毎年3月に見直しを行い、内部統制の整備を図っております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

- イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

経営に関わる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行う定例の取締役会を11回開催しております。

また、取締役会で定めた基本方針に基づく業務執行や常務会規程に基づく付議案件等について審議するとともに、重要な銀行業務に係る意思決定機関としての機能を担う常務会を70回開催しております。

- ロ リスク管理体制

リスク管理体制については「資産・負債の総合管理」、「統合リスク管理（自己資本管理）」、「流動性リスク管理」の運営方針をALM委員会において定め、管理する体制としております。

ALM委員会は19回開催しており、ALM委員会の協議決定事項のうち重要な事項については、取締役会へ付議・報告しております。

- ハ コンプライアンス体制

法令等遵守体制の整備、強化及び事務管理を徹底することを目的としたコンプライアンス委員会を10回開催しております。

コンプライアンスマニュアルの改定、コンプライアンス・プログラムの策定、その他コンプライアンスに関する重要な事項を取締役会へ付議・報告しております。

ニ 当行グループにおける業務の適正の確保

銀行と子会社等との情報共有及び円滑な意思疎通を図るための連絡会議を4回開催しております。

子会社においてリスク管理規程及びコンプライアンスマニュアル等を定めるほか、緊密な協議、報告体制を整え業務運営について適切な管理・指導を行っております。

ホ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をする監査等委員会を7回開催しております。また、取締役会への出席を通して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況について監査を行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況について営業店長、本部各部長と面談し、内部統制の有効性及び法令等遵守状況等を監査しております。

内部監査の状況について監査部長と監査等委員が定期的に情報交換を行っております。

会計に関する部分については会計監査人から監査の実施状況について報告を受け、意見交換会を実施するなど連携をとっております。これらにより監査等委員会が内部統制機能を監査するとともに、監査結果に基づき内部統制機能等について取締役（監査等委員である取締役を除く。）に助言することとしております。

コンプライアンスの状況については常勤監査等委員がコンプライアンス委員会に出席し確認しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はありません。

(2) 補償契約

イ 在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第103期末（2023年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	43,694	預 当 座 預 金	910,927
現 預 け 金	14,987	普 通 預 金	18,559
コ ー ル ー ン	28,707	貯 蓄 預 金	549,315
金 銭 の 信 託	32,500	通 知 預 金	15,321
有 価 証 券	5,573	定 期 預 金	1,277
国 債 債 権	203,249	定 期 積 蓄 預 金	309,684
地 方 債 債 権	18,836	そ の 他 の 預 金	13,155
社 債 債 権	69,256	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	3,613
株 式 債 権	86,129	借 入 金	5,951
そ の 他 の 証 券	4,835	借 入 金	2,911
貸 出 金	24,193	外 国 為 替	2,911
割 引 手 形 付 越 替	658,895	外 国 為 替	1
引 形 貸 付 越 替	1,420	未 払 外 国 為 替	1
証 書 貸 付 越 替	34,021	そ の 他 の 負 債	0
当 座 貸 越 替	569,847	未 払 法 人 税 等	4,752
外 国 為 替	53,605	未 払 費 用	366
外 国 他 店 預 け	636	未 払 費 用	108
そ の 他 の 資 産	636	前 受 取 益	309
前 払 費 用	11,064	給 付 補 填 備 金	0
未 収 収 益	5	リ ー ス 債 務	6
金 融 派 生 商 品	729	資 産 除 去 債 務	47
そ の 他 の 資 産	0	そ の 他 の 負 債	3,912
有 形 固 定 資 産	10,328	偶 発 損 失 引 当 金	129
建 物 地 産 物	6,904	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	599
土 地	1,665	支 払 承 諾	3,047
建 設 仮 勘 定	4,570	負 債 の 部 合 計	928,321
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	183	（純 資 産 の 部）	
無 形 固 定 資 産	483	資 本 本 剰 余 金	13,233
ソ フ ト ウ ェ ア	252	資 本 準 備 金	11,154
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	154	利 益 剰 余 金	11,154
前 払 年 金 費 用	98	利 益 準 備 金	13,937
繰 延 税 金 資 産	1,139	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,153
支 払 承 諾 見 返 金	1,754	繰 越 利 益 剰 余 金	12,784
貸 倒 引 当 金	3,047	自 己 株 式	12,784
	△2,866	株 主 資 本 合 計	△33
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	38,292
		土 地 再 評 価 差 額 金	△1,945
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,177
		純 資 産 の 部 合 計	△768
資 産 の 部 合 計	965,845	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	37,524
			965,845

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

第103期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	12,050	特別利益	0
資金運用収益	9,237	固定資産処分益	0
貸出金利息	7,873	特別損	318
有価証券利息配当金	1,326	固定資産処分損失	3
コールローン利息	△9	減損損失	314
預け金利息	46	税引前当期純利益	2,009
その他の受入利息	0	法人税、住民税及び事業税	620
役員取引等収益	1,933	法人税等調整額	△ 32
受入為替手数料	580	法人税等合計	588
その他の役員収益	1,352	当期純利益	1,420
その他業務収益	296		
外国為替売買益	2		
国債等債券売却益	294		
金融派生商品収益	0		
その他経常収益	583		
償却債権取立益	67		
株式等売却益	214		
金銭の信託運用益	146		
その他の経常収益	154		
経常費用	9,723		
資金調達費用	30		
預金利息	28		
譲渡性預金利息	0		
コールマネー利息	0		
債券貸借取引支払利息	0		
借入金利息	0		
役員取引等費用	666		
支払為替手数料	49		
その他の役員費用	617		
その他業務費用	244		
国債等債券売却損	109		
国債等債券償還損	134		
営業経費	8,141		
その他経常費用	640		
貸倒引当金繰入額	428		
貸出金償却	31		
株式等売却損	78		
株式等償却	39		
その他の経常費用	62		
経常利益	2,326		

第103期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計
	資 本 金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	13,233	11,154	-	11,154	1,058	11,621	12,679	△46	37,021
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					94	△569	△474		△474
当 期 純 利 益						1,420	1,420		1,420
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△6	△6				13	7
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			6	6		△6	△6		-
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						318	318		318
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	94	1,162	1,257	13	1,270
当 期 末 残 高	13,233	11,154	-	11,154	1,153	12,784	13,937	△33	38,292

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	162	1,495	1,658	38,679
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△474
当 期 純 利 益				1,420
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				7
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替				-
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩				318
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△2,107	△318	△2,426	△2,426
当 期 変 動 額 合 計	△2,107	△318	△2,426	△1,155
当 期 末 残 高	△1,945	1,177	△768	37,524

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

第103期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	43,694	預 金	908,639
コールローン及び買入手形	32,500	債券貸借取引受入担保金	5,951
金 銭 の 信 託	5,573	借 用 金	2,911
有 価 証 券	202,175	外 国 為 替	1
貸 出 金	656,175	そ の 他 負 債	8,058
外 国 為 替	636	退職給付に係る負債	8
そ の 他 資 産	17,322	偶 発 損 失 引 当 金	129
有 形 固 定 資 産	6,982	ポ イ ン ト 引 当 金	44
建 物	1,692	利 息 返 還 損 失 引 当 金	0
土 地	4,601	再評価に係る繰延税金負債	599
建 設 仮 勘 定	183	支 払 承 諾	3,047
その他の有形固定資産	504	負 債 の 部 合 計	929,392
無 形 固 定 資 産	257	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	158	資 本 金	13,233
その他の無形固定資産	98	資 本 剰 余 金	11,998
退職給付に係る資産	1,002	利 益 剰 余 金	14,404
繰 延 税 金 資 産	1,816	自 己 株 式	△33
支 払 承 諾 見 返	3,047	株 主 資 本 合 計	39,602
貸 倒 引 当 金	△3,049	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,943
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,177
		退職給付に係る調整累計額	△95
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△861
		純 資 産 の 部 合 計	38,741
資 産 の 部 合 計	968,133	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	968,133

第103期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	13,481	特 別 利 益	0
資 金 運 用 収 益	9,128	固 定 資 産 処 分 益	0
貸 出 金 利 息	7,864	特 別 損 失	318
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,226	固 定 資 産 処 分 損	3
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	△9	減 損 損 失	314
預 け 金 利 息	46	税金等調整前当期純利益	2,187
そ の 他 の 受 入 利 息	0	法人税、住民税及び事業税	691
役 務 取 引 等 収 益	2,401	法人税等調整額	△30
そ の 他 業 務 収 益	1,379	法人税等合計	660
そ の 他 経 常 収 益	571	当 期 純 利 益	1,526
償 却 債 権 取 立 益	67	親会社株主に帰属する当期純利益	1,526
そ の 他 の 経 常 収 益	504		
経 常 費 用	10,975		
資 金 調 達 費 用	30		
預 金 利 息	28		
譲 渡 性 預 金 利 息	0		
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	0		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0		
借 用 金 利 息	0		
そ の 他 の 支 払 利 息	0		
役 務 取 引 等 費 用	690		
そ の 他 業 務 費 用	1,046		
営 業 経 費	8,616		
そ の 他 経 常 費 用	592		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	374		
そ の 他 の 経 常 費 用	217		
経 常 利 益	2,505		

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第103期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	13,233	11,998	13,040	△46	38,225
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△474		△474
親会社株主に帰属する当期純利益			1,526		1,526
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△6		13	7
利益剰余金から資本剰余金への振替		6	△6		-
土地再評価差額金の取崩			318		318
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,364	13	1,377
当 期 末 残 高	13,233	11,998	14,404	△33	39,602

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	164	1,495	38	1,698	39,923
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△474
親会社株主に帰属する当期純利益					1,526
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					7
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
土地再評価差額金の取崩					318
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,107	△318	△133	△2,560	△2,560
当期変動額合計	△2,107	△318	△133	△2,560	△1,182
当 期 末 残 高	△1,943	1,177	△95	△861	38,741

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 東北銀行
取締役会 御中

北光監査法人
岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 佐々木政徳
業務執行社員
代表社員 公認会計士 八重樫健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 東北銀行
取締役会 御中

北光監査法人
岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 佐々木政徳
業務執行社員
代表社員 公認会計士 八重樫健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤の監査等委員が各社の監査役に就任し、それぞれ取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

株 式 会 社 東 北 銀 行 監 査 等 委 員 会
常 勤 監 査 等 委 員 高 橋 淳 悦^印
監 査 等 委 員 榎 野 信 治^印
監 査 等 委 員 館 脇 幸 子^印
(現姓 大友)

(注) 監査等委員榎野信治及び館脇幸子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

(1) 普通株式

第103期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、当行普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は237,290,125円となります。

(2) 第一種優先株式

定款の定めに従いまして、当行第一種優先株式1株につき金0円12銭5厘といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は500,000円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日といたしたいと存じます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、特段の意見がないものと判断いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	属性	取締役会への出席状況
1	村上尚登	代表取締役会長	再任	11回／11回 (100.0%)
2	佐藤健志	代表取締役頭取	再任	10回／11回 (90.9%)
3	森宏樹	取締役常務執行役員	再任	11回／11回 (100.0%)
4	葛尾敏哉	取締役常務執行役員	再任	11回／11回 (100.0%)
5	保和衛	取締役執行役員	再任	9回／9回 (100.0%)
6	村井三郎	社外取締役	再任 社外 独立	10回／11回 (90.9%)
7	村雨圭介	社外取締役	再任 社外 独立	11回／11回 (100.0%)

(注) 保和衛氏は、2022年6月22日の取締役就任後に開催の取締役会9回の全てに出席しております。

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	<p>村上尚登 (1952年2月18日生)</p> <p>再任</p>	<p>2006年6月 当行常務取締役 2010年6月 同 専務取締役 2011年6月 同 代表取締役専務 2012年6月 同 代表取締役副頭取 2014年6月 同 代表取締役頭取 2022年6月 同 代表取締役会長（現任）</p>	<p>普通株式 10,300株</p>
	<p><取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由> 2006年に取締役就任以降、主に融資・経営企画・人事担当役員として経営に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2014年からは代表取締役頭取、2022年からは代表取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者となりました。</p>		
2	<p>佐藤健志 (1966年6月6日生)</p> <p>再任</p>	<p>2010年4月 当行戦略サポート部長 2011年5月 同 戦略統括部長 2013年6月 同 参事宮古地区本部長兼宮古支店長 2015年4月 同 参事地域応援部長 2016年6月 同 常務取締役地域応援部長 2017年4月 同 常務取締役 2020年6月 同 専務取締役 2022年6月 同 代表取締役頭取（現任） (監査部、秘書室、東京事務所担当)</p>	<p>普通株式 6,100株</p>
	<p><取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由> 宮古支店長、営業推進・営業統括部門長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2016年に取締役就任以降、2022年からは代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者となりました。</p>		

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
3	<p>もり ひろ き 樹 森 宏 樹 (1963年5月18日生)</p> <p>再任</p>	<p>2009年4月 当行融資統括部長 2012年2月 同 都南支店長 2014年4月 同 久慈支店長 2015年6月 同 参事久慈支店長 2016年4月 同 参事本店営業部長 2016年6月 同 執行役員本店営業部長 2018年6月 同 常務取締役 2022年6月 同 取締役常務執行役員(現任) (融資管理部、事務統括部、システム統括部担当)</p>	<p>普通株式 6,100株</p>
<p><取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 融資統括部長、久慈支店長、本店営業部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2018年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。</p>			
4	<p>くず おとし 敏 哉 葛 尾 敏 哉 (1961年4月10日生)</p> <p>再任</p>	<p>2006年10月 当行黒石野支店長 2010年7月 同 秘書室長 2012年1月 同 秘書室長兼人事部長 2013年6月 同 参事人事部長 2015年4月 同 参事仙台支店長 2015年6月 同 執行役員仙台支店長 2018年6月 同 執行役員北上支店長 2020年6月 同 常務取締役 2021年4月 同 常務取締役本店営業部長 2022年4月 同 常務取締役 2022年6月 同 取締役常務執行役員(現任) (経営企画部、みらい創生部担当)</p>	<p>普通株式 5,500株</p>
<p><取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 黒石野支店長、秘書室長、人事部長、仙台支店長、北上支店長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2020年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
5	たもつ 保 かず 和 えい 衛 (1960年5月10日生) 再任	1983年4月 岩手県職員採用 2008年4月 岩手県商工労働観光部企業立地推進課総括課長 2012年4月 岩手県政策地域部政策推進室政策監兼ILC推進監 2013年4月 岩手県秘書広報室副室長兼首席調査監 2015年4月 岩手県理事を兼任 2016年4月 岩手県秘書広報室長 2018年4月 岩手県副知事 2022年3月 岩手県副知事退任 2022年6月 当行取締役執行役員(現任) (人事部担当)	普通株式 800株
<取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 岩手県職員として企業立地推進や財政、政策調整など様々な業務に従事し、豊富な経験を有しております。また、2022年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。			
6	むら い さぶ ろう 村 井 三 郎 (1963年7月27日生) 再任 社外 独立	1990年4月 検事任官 2000年3月 検事退官 2000年4月 弁護士登録 2000年11月 村井三郎法律事務所開設 2010年1月 盛岡市公正職務審査会会長(現任) 2013年4月 岩手弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 2014年4月 岩手弁護士会理事(現任) 2014年5月 岩手県人権擁護委員連合会会長(現任) 2015年6月 当行取締役(現任)	普通株式 一株
<取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 検事を経て、現在は弁護士として豊富な経験と幅広い専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただいております。こうした経験・知見を社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
7	村雨圭介 (1972年7月20日生) 再任 社外 独立	1995年4月 三井物産株式会社入社 2005年3月 三井物産(中国)有限公司金属第二部副部長 2007年2月 三井物産株式会社退職 2009年4月 弁理士登録 2009年4月 特許業務法人SANSUI国際特許事務所入所(現任) 2012年10月 特許業務法人SANSUI国際特許事務所盛岡オフィス開設 代表就任(現任) 2021年6月 当行取締役(現任)	普通株式 一株
<取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 弁理士として特許業務に精通しており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。 こうした経験・知見を社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、 当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 村井三郎氏、村雨圭介氏は、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者であります。
3. 村井三郎氏につきましては、弁理士としての豊富な経験と幅広い専門知識に基づき、取締役ににおける筆頭独立役員としての積極的な活動、また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議案審議を主導する、等の役割を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって8年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 村雨圭介氏につきましては、弁理士としての豊富な経験と幅広い専門知識に基づき、取締役ににおける独立役員としての積極的な活動、また、指名・報酬委員会委員としての同委員会における積極的な発言、等の役割を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当行は、村井三郎氏、村雨圭介氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、両氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。)として選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当行は、非業務執行取締役である村井三郎氏、村雨圭介氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。また、選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当行は、保険会社との間で、当行の役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者のスキル・マトリックス】
各取締役候補者が保有するスキルのうち、特に期待する分野は以下の通りであります。

氏名	経営戦略	財務・会計	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム事務	法務・コンプライアンス	地域経済
村上尚登	○	○	○	○	○	○		○		○
佐藤健志	○	○	○		○	○	○			○
森宏樹	○		○		○	○		○		
葛尾敏哉	○	○	○	○	○					○
保和衛				○	○					○
村井三郎									○	
村雨圭介									○	

※上記一覧表は、候補者が有するすべての知見を表すものではありません。

(ご参考)

「社外取締役の独立性に関する基準」

当行の独立社外取締役は、東北銀行グループ（当行及び連結子会社。以下、「当行グループ」という。）に対する独立性を保つため、以下に定めるいずれの要件にも該当してはならない。

- ① 当行グループの主要株主である者、及び主要株主である会社の業務執行者
- ② 当行グループを主要株主とする会社の業務執行者
- ③ 当行グループを主要な取引先とする者、及び主要な取引先とする会社の業務執行者
- ④ 当行グループの主要な取引先である者、及び主要な取引先である会社の業務執行者
- ⑤ 当行グループを主要な借入先とする者、及び主要な借入先とする会社の業務執行者
- ⑥ 当行グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当行グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている監査法人、税理士法人、法律事務所等の法人及び団体に所属する者
- ⑧ 当行グループから多額の寄付または助成を受けている者、及び多額の寄付または助成を受けている法人及び団体の業務執行者
- ⑨ 上記①～⑧において過去5年間に該当していた者
- ⑩ 上記①～⑧において該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑪ 過去10年間に当行グループの業務執行者であった者
- ⑫ 取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の配偶者または二親等以内の親族

(注)

1. 「主要株主」とは、直近事業年度末に議決権の5%以上の株式を保有する者（または会社）をいう。
2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。
3. 「当行グループを主要な取引先とする者（または会社）」とは、直近事業年度においてその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上または1,000万円のいずれか高い方の支払いを当行グループから受けた者（または会社）をいう。
4. 「当行グループの主要な取引先である者（または会社）」とは、直近事業年度において当行グループの年間連結経常収益の2%以上の支払いを当行グループに行った者（または会社）、及び当行グループの連結総資産の1%以上の額の預金または与信残高のある者（または会社）をいう。
5. 「当行グループを主要な借入先とする者（または会社）」とは、その者（または会社）における当行グループからの借入シェアが50%以上、かつ法人の場合は直近事業年度末における連結総資産の10%以上、個人の場合は借入残高が1,000万円超の者（または会社）をいう。
6. 「一定額」とは、年間1,000万円をいう。
7. 「多額」とは、直近事業年度における法人及び団体の総売上高の2%以上または1,000万円のいずれか高い方を超える場合をいう。
8. 「重要な者」とは、取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員をいう。

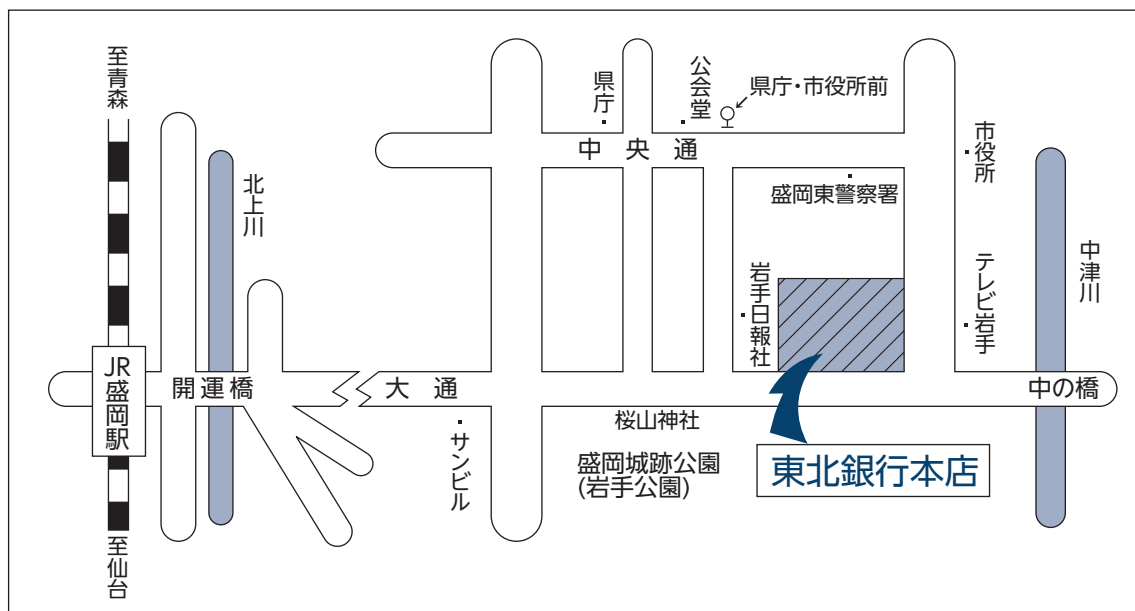
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 岩手県盛岡市内丸3番1号

東北銀行本店 4階ホール

電話 (019) 651-6161 (代表)



交通 ◎ J R 盛岡駅前東口バス乗り場5番線又は6番線乗車
県庁・市役所前下車 徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。